

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準 に関する意見募集（パブリックコメント）について

幼保連携型認定こども園の設備運営基準については、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「基準省令」という。）に基づき、都道府県の条例で定めることとされており、本県においては、基準省令に定めるものをもってその基準とすることとされています。

このたび、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令」（令和6年内閣府・文部科学省令第3号）により基準省令の一部が改正され、改正後の基準省令の規定が本県の基準として適用されることとなります。

ついては、次のとおり意見を募集しますので、ご意見をお寄せくださるようお願いいたします。

1 意見募集対象

- ・ 秋田県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和6年秋田県条例第57号）第3条の幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準

※ 改正内容については、別添の関係資料をご覧ください。

2 関係資料等の閲覧方法

(1) インターネット

秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」に掲載

(2) 印刷物の閲覧

- ・ 閲覧場所 秋田県教育庁幼保推進課（県庁第二庁舎7階）
秋田県総務部広報広聴課（県庁本庁舎1階）
秋田県各地域振興局総務企画部地域企画課（秋田地域振興局を除く。）
- ・ 閲覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

3 意見の提出期間

令和6年10月15日（火）から令和6年11月15日（金）まで

4 意見の提出方法

意見書様式（任意の様式でも可）に記入の上、郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で意見の提出期間中に提出してください。

◎ 意見の提出先

- (1) 郵便 〒010-8580 秋田市山王三丁目1番1号
秋田県教育庁 幼保推進課 調整・企画チーム
- (2) ファクシミリ 018-860-5850

(3) 電子メール youho@pref.akita.lg.jp

5 意見提出の際の留意事項

意見の提出に当たっては、提出される方の住所・氏名を明記してください。住所・氏名を明記していない場合は、提出意見として取り扱わない場合もあります。

6 提出された意見の公表

- ・ 提出していただいたご意見については、県の考え方を付して内容を公開します。その際、住所・氏名は公開しません。
- ・ 同種の意見が複数ある場合は、整理し、まとめて公表することがあります。
- ・ 賛成、反対のみの意見については、そのような意見があったことは公表しますが、改めて県の考えを示すことはしません。